

△招 集

川越地区消防組合告示第十三号

平成二十六年川越地区消防組合議会第五回臨時会を次のとおり招集する。

平成二十六年十二月十七日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十六年十二月二十四日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

(一) 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

△会 期

平成二十六年十二月二十四日 一 日 間



△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一については、会期を一日間と定める。
- 二、日程第二については、補欠選挙に伴う当選者の議席の指定及び議席の一部変更を行う。

- 三、日程第三、第四については、議案提出書を公表し、地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

- 四、日程第五、会議録署名議員指名については、

山田敏夫 議員

石川征郎 議員 を指名する。

- 五、日程第六については、提出案を議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第五回臨時会を閉会する。

△議事日程

平成二十六年十二月二十四日(第一日)午後一時開議

- 日程第一 会期決定について

- 日程第二 議席の指定及び変更について

- 日程第三 議案提出書の公表について

- 日程第四 地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

- 日程第五 会議録署名議員指名について

- 日程第六 議案第一四号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

△議場に出席した議員(二三人)

- |      |       |    |      |       |    |
|------|-------|----|------|-------|----|
| 第一番  | 山田敏夫  | 議員 | 第二番  | 石川征郎  | 議員 |
| 第三番  | 為水順二  | 議員 | 第四番  | 三上喜久蔵 | 議員 |
| 第五番  | 桐野忠   | 議員 | 第六番  | 片野広隆  | 議員 |
| 第七番  | 関口勇   | 議員 | 第八番  | 倉嶋美恵子 | 議員 |
| 第九番  | 高橋剛   | 議員 | 第一〇番 | 小林薫   | 議員 |
| 第一一番 | 小ノ澤哲也 | 議員 | 第二一番 | 小野澤康弘 | 議員 |
| 第三番  | 本山修一  | 議員 |      |       |    |

△欠席議員(なし)

△地方自治法第二百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- |          |        |
|----------|--------|
| 管理者      | 川合善明   |
| 副管理者     | 高田康男   |
| 〃        | 風間清司   |
| 会計管理者    | 今井孝雄   |
| 消防局長     | 大久保愛一郎 |
| 次長       | 柴崎正治   |
| 〃        | 小林久雄   |
| 〃        | 木村圭夫   |
| 川越中央消防署長 | 岸田隆    |
| 川越西消防署長  | 高野春雄   |
| 川島消防署長   | 島村宏    |
| 総務課長     | 比留間富雄  |
| 予防課長     | 笛木清    |
| 警防課長     | 岸康弘    |

救急課長 島村昭仁

△議場に出席した職員

書記長	佐藤美智子
書記	利根川晃
〃	西村政徳
〃	大森康孝

△開 会(午後一時七分)

○三上喜久蔵議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十六年十二月二十四日開会の川越地区消防組合議会第五回臨時会の議会は成立しております。これより開会いたします。

○三上喜久蔵議長 直ちに会議を開きます。

御報告申し上げます。去る十月十四日、道祖土証議員、十一月二十一日に石川智明議員から、それぞれ一身上の都合により、川越地区消防組合議員を辞職したい旨の願いが提出されましたので、地方自治法第二百九十二条の準用規定に基づき、同法第二百六条の規定により、それぞれ同日、これを許可いたしました。よって、この旨、報告いたします。

△日程第一 会期決定について

○三上喜久蔵議長 日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第五回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第五回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議席の指定及び変更について

○三上喜久蔵議長 日程第二、議席の指定及び変更についてを議題といたします。今回新たに当選されました石川征郎議員及び小林薫議員の議席は、会議規則第四条第二項の規定により、議長において指定いたします。

石川征郎議員は議席番号第二番に、小林薫議員は議席番号第十番にそれぞれ指定いたします。

続いて、今回新たに当選されました議員の議席の指定に関連し、会議規則第四条第三項の規定により、議席の一部を変更したいと思っております。その議席番号及び氏名を書記をして朗読いたさせます。

(西村政徳書記 朗読)

- 第一〇番 小ノ澤哲也 議員
- 第一一番 小野澤康弘 議員
- 第二二番 本山 修一 議員
- 第三三番 小林 薫 議員

○三上喜久蔵議長 お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着きをお願いいたします。

△日程第三 議案提出書の公表について

○三上喜久蔵議長 日程第三、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

(西村政徳書記 朗読)

川消総発第一二六四号

平成二十六年十二月二十四日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について(通知)

平成二十六年本組合議会第五回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○三上喜久蔵議長 以上で公表を終わります。

△日程第 四 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○三上喜久蔵議長 日程第四、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

なお、管理者より、指揮統制課長は、本日、都合により欠席する旨の通知がありましたので、報告いたします。

川消議会発第五八号

平成二十六年十二月十七日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵

出 席 要 求 書

平成二十六年川越地区消防組合議会第五回臨時会会議録

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十二月二十四日午後一時開会の川越地区消防組合議会第五回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一二四一号

平成二十六年十二月二十四日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

出 席 通 知 書

要求により、平成二十六年本組合議会第五回臨時会に、別紙の者が出席します。

管理者 川 合 善 明

副管理者 高 田 康 男

” 風 間 清 司

会計管理者 今 井 孝 雄

消防局長 大 久 保 愛 一 郎

次 長 柴 崎 正 治

” 小 林 久 雄

” 木 村 圭 夫

川越中央消防署長 岸 田 隆

川越西消防署長 高 野 春 雄

川島消防署長 島 村 宏

総務課長 比 留 間 富 雄

予防課長 笛 木 清

警防課長 岸 康 弘

救急課長 島 村 昭 仁

指揮統制課長 澤 田 英 司

川消総発第一二六五号

平成二十六年十二月二十四日

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵様

川越地区消防組合管理者 川合善明

欠席 通知書

平成二十六年本組合議会第五回臨時会に、下記の者が欠席します。

記

一 欠席者 指揮統制課課長 澤田英司

二 理由 都合により

△日程第五 会議録署名議員指名について

○三上喜久蔵議長 日程第五、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

山田敏夫 議員

石川征郎 議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第六 議案第一四号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例を定めることについて

○三上喜久蔵議長 日程第六、議案第十四号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一四号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十六年十二月二十四日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第十四号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告の内容に準じて給料月額を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、給料表の一級のうち一号給から百二十号給まで、二級のうち一号給から九十二号給まで、三級のうち一号給から七十六号給まで、四級のうち一号給から五十一号給まで、五級のうち一号給から四十三号給まで、六級のうち一号給から二十号給まで、七級のうち一号給から八号給までの給料月額を引き上げようとするものでございます。

改定率につきましては、一級〇・六一%、二級〇・三五%、三級〇・二八%、四級〇・二一%、五級〇・一四%、六級〇・〇八%、七級〇・〇二%でございます。平均改定率につきましては〇・二二%でございます。

次に、附則につきまして御説明を申し上げます。

第一項につきましては、本条例の施行期日及び適用期日について定めようとするものでございます。なお、施行期日につきましては公布の日とするもので、平成二十六年四月一日から適用しようとするものでございます。

第二項につきましては、適用日前の異動者の号給の調整について定めようとする

ものでございます。

第三項につきましては、給与の内払いについて定めようとするものでございます。第四項につきましては、この条例の施行に関する規則への委任について定めようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○三上喜久蔵議長 以上をもって川越地区消防組合議会第五回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。  
閉会いたします。

午後一時十六分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

議席の指定及び変更について

議長指定のとおり議席を決定した。

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第二 議案第一四号

日程第三

日程第四

日程第五

日程第六